

「第 18 回高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会」議事録

日 時：平成 27 年 9 月 17 日(木) 13:30～15:30

場 所：一般社団法人 高知県山林協会 1F 会議室

出席者：委員長 小林 紀之（日本大学大学院法務研究科客員教授）

委 員 川田 勲（高知大学名誉教授）

松岡 良昭（一般社団法人 高知県木材協会 専務理事）

佐竹 一夫（こうち生活協同組合 代表理事）（欠席）

事務局 内村直也、三好一樹、宇久真司、安岡周総、中野比菜子（以上、環境共生課）

小野田勝（以上、木材利用推進課）、吉川聖真、森本祐平、河合弘子

1. 開会

（事務局：内村）

お忙しいところお集まりいただき感謝する。高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会の第 18 回目、今年度 1 回目の会合である。本日は、佐竹委員が緊急の所要のため欠席となった。私、内村は、4 月 1 日の異動で環境共生課に着任した。また、事務局の異動で担当が変わったので紹介する。

（事務局：安岡）

平成 27 年 4 月 1 日から担当になった。昨年一年間は、新エネルギー推進課に在籍していた。

（事務局：内村）

本日の委員会では、個人住宅 3 件、公共建築施設 4 件、一般建築施設 1 件の合計 8 件の案件についての審査と高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等の改正について審議いただく。ここからの進行は、小林委員長にお願いする。

（小林委員長）

進行役を努めさせていただく。事務局から説明があったように、個人住宅 3 件、公共建築施設 4 件、一般建築施設 1 件の合計 8 件の証書発行案件について審査した後、高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等の改正について協議する。協議し、承認を得て要綱改正に持って行きたいと思う。本日の審査を受けて証書が発行されるので、各委員の忌憚のない意見を願います。整理している資料に沿って進めて行きたいと思うので、事務局から説明をお願いします。

2. 協議事項（1）経過報告（報告事項）

（事務局：安岡）

協議事項「(1)経過報告」について説明する。前回の委員会では、2 件の個人住宅、9 件の木造公共建築施設の合計 11 件について審査・認証した。認証された証書は、全て申請者に交付した。前回、認証いただいた高知県立弓道場の固定証書は、弓道場 1 階受付の横に掲示しており、利用者の目に非常に触れやすい場所である。

—————資料参照—————

次に、制度普及のための取組について説明する。

—————資料参照—————

次に、前回までの委員会における意見を踏まえ、12月12日付けで高知県CO2木づかい固定量認証制度の要綱等を改正したので報告する。

資料参照

次に、証書発行状況について説明する。8月31日現在の受付件数は192件、証書発行件数は184件。今回は、個人住宅3件、公共建築施設4件、一般木造建築施設1件について審査していただく。また、本日欠席の佐竹委員からも貴重な意見を賜っているので、後ほど報告する。

(松岡委員)

公共・公共的建築施設計画調査一覧は、どの程度公開されているのか。例えば、ホームページで公開されているとか。木材協会の立場で言うと、公共建築施設を木造化、木質化する上で、どういう建物が出るか情報が欲しい。あと、各関係主管課、補助主管課への提出依頼は、平成26年度については学校安全対策課だけとなっているが、これ以外は特になんかということか。

(事務局：小野田)

公共・公共的建築施設計画調査一覧はホームページ等では公開していない。利用推進方針、地区協議会の利用推進本部会では資料として出している。公開すると別の影響が考えられるので、公開という形ではなく、木材協会との協力という形は考えられる。現在、公共建築施設は主管課がばらばらである。可能であれば一本化になればいいと思っている。

(事務局：安岡)

各関係主管課、補助主管課への提出依頼は、公共・公共的建築施設計画調査一覧を確認し、それに基づいて関係各課に申請依頼した。

(小林委員長)

一時期、警察からの申請が多くあったが、申請が全然なくなった。一段落したかもしれないが、全然ないということはないと思う。なお確認していただきたい。

(事務局：安岡)

承知した。

(事務局：三好)

木造化については、木材利用推進課とタッグを組んでいかないといけないと考えている。

(小林委員長)

主管課が一本化されていないので、分からないこともあると思うが、少しでも案件を揚げていただきたい。本制度は温暖化対策と県産材の利用促進について非常に大きな役割があるので、是非、願います。

(事務局：安岡)

佐竹委員の意見を報告する。証書発行案件自体には特に意見はない。その他について二点の意見をいただいている。一点目は、制度普及のための取組で、今回「こうち住まいづくり助成事業制度説明会」と併せて一般の方に説明することは素晴らしいが、参加者の反応はどうだったか。二点目は、今回、申請対象の構築物の改正があった。今後、一般建築物が対象になる事で多くの県産材を使用したものの一般建築施設が実際に制度の申請等にあたり、固定認証の制度の仕組みが拮がるきっかけにしてほしい。一点目については、参加者が興味を示されたのが、金銭的なメリットがあるかどうか。金銭的なメリットとして、四国銀行が実施している県産材住宅ローンの十年ローンについて、金利が0.1%優遇されることについて説明した。

(小林委員長)

個人住宅でローンを使う方は多いと思うが申請が2件というのは少ない。実際に住宅ローンほどの位利用されているのか。

(事務局：安岡)

四銀のローンは、県産材住宅ローンだけではないので、全ての件数は把握できないが、県産材住宅ローンについては、全て申請されている。

(小林委員長)

一時期、販促に活用するということで建売住宅の申請が大変多かった。最近、建売住宅の案件がない。建売住宅の場合、タイミングがあるので審査を急ぐとか色々あった。その辺の状況はどんな感じか。

(事務局：三好)

平成22年度は、確かに建売住宅の申請は多かった。原因の一つとして、消費税増税等があり、一時期、駆け込み需要で木造建築も増えたが、現在は県内を含め国内全体では住宅着工件数が落ち着いている。建売市場自体が以前ほど活性化していない可能性もある。ただ、一定の建売住宅の需要はあるので、事務局として営業は積極的に営業したい。

(事務局：小野田)

固定証書を見た時、住宅関係については、お礼や感謝する位置付けに出来ると感じた。事務的にどうなるかわからないが、高知県の補助事業を活用した場合、全部の案件に交付決定通知と一緒に固定証書を発行することも考えられる。工務店のPRツールとして見える化出来ていいのではないか。

(小林委員長)

見える化の重要なツールとなるので、是非、検討していただきたい。また、土佐の木の住まい普及推進事業として、一時期、県外認証を積極的にやっていた。最近、全然申請がないが制度自体が無くなったのか。

(事務局：三好)

制度はある。ドライウッド土佐会等を中心に進めているが、一時期に比べて勢いが落ちているのは間違いない。

2. 協議事項(2) 証書発行の審査(8件)(審査事項)

(事務局：安岡)

協議事項(2)「証書発行案件の審査」について説明する。今回審査する8件の内訳は、「高知県産材住宅ローン」1件、「こうちの木の家づくり助成事業」2件、「公共建築施設」4件、「一般建築施設」1件。「固定量認証審査資料」として申請書、県産材使用証明書等、納品書、県産材使用材積量計算書等、チェックリストを添付している。審査方法は、個人住宅1～3、公共建築施設4～7、一般建築施設8に分けて説明する。

案件1～3について説明する。

—————資料参照—————

確認事項を報告する。案件2の11ページ、木材使用明細書の番号48～50番が「間柱・まぐさ・

窓台」と三種類混載していた。対象木の間柱は 50 番であることを確認している。48・49 番は対象外として算定していない。また、事前レク時に松岡委員から、案件 2・3 の木材使用明細書の記載で A 社は間違いではないかと意見をいただいた。様式自体は、木材利用推進課が、この補助金を申請する上での基本的な様式であることを確認した。

(事務局：宇久)

B 社が A 社に賃加工に出して戻ってきた材と、直接プレカットの必要がなく C 社から購入し、B 社が製材した材を木材使用明細書に記載していると思う。

(小林委員長)

木材使用明細書を朱書きで修正しているが何故か。

(事務局：宇久)

本制度の吸収量を算定するために、下四桁にして記載している。事務局の負担が大きい。

(川田委員)

修正等に時間を費やすより、もう少し簡単にして営業に力を入れたらどうか。

(小林委員長)

こうち木の住まいづくり助成事業は下三桁表示で、本制度は下四桁となっている。これは、両方で定められているのか。本制度を下三桁にすると何か不都合があるのか。

(事務局：宇久)

吸収量の影響は少ないと思う。

(小林委員長)

本制度の固定量はクレジット化して金銭化するものではないので、下三桁に変更してもいいと思う。

(事務局：宇久)

要綱の中身を精査してみる。要綱上、下四桁という明確な明記があれば下三桁に変更し、事務局の手間・負担を軽くする形でやらせていただく。

(事務局：安岡)

続いて、案件 4～7 について説明する。

資料参照

本来、公共建築施設の場合は、施設を所管する課長名と課印で申請となっている。案件 4、7 は申請する課毎に公印自体がないので、今回は市町村印で申請をしていただいている。

(川田委員)

案件 5 と案件 6 を比べると、面積の狭い案件 6 の方が木材を沢山使用しているのは何故か。

(事務局：三好)

案件 5 の方は、図書館や事務フロア等、一つの部屋の仕切が広い。案件 6 は事務室と仮眠室ということで、大変、間仕切りが多い。その関係で木材の利用が多いと考えられる。

(小林委員長)

案件 5 と 6 は RC 構造二階建てとなっている。これ位の設計だったら木造で建設できると思う。木造の方が絶対に安いし、構造自身も軽くて済むと思う。

(事務局：小野田)

低層の一階、二階建ての建築施設は木造化が課題になってくる。

(松岡委員)

案件5と案件6は同じD社が出荷証明を出しており、建築施設も同じRC構造である。出荷証明書の内容の記載が違うのは何故か。案件6の構造材は使う箇所があるのか。

(川田委員)

見えない部分に使用しているのではないか。面積が狭い割に材積は沢山使用している。

(小林委員長)

本制度は、県産材を少しでも多く使ってもらうことが目的である。また、その固定量で証書が発行されるので、どの様に木材が使用されているか知りたいので確認をお願いします。

(事務局：安岡)

続いて、案件8について説明する。

—————資料参照—————

87ページの木材使用リストのNo.38～40まで杉防腐処理となっている。E社に杉防腐処理は県内業者か県外業者について確認した。防腐処理は、香川県のE社の本社で加工しており、木材については高知県産材であることを確認した。また、91ページの産地の空欄についても、産地が高知県であることを確認した。

(川田委員)

外材の記載が一切ない。固定量算定に必要なないので提出してないのか。それとも、外材は一切使用していないのか。

(事務局：安岡)

外材は一切使用してない。この木材利用リストのとおりと聞いている。

(小林委員長)

一部、確認事項はあるが、全ての案件を承認してよいか。

(各委員)

異議なし。

2. 協議事項（3）その他（審議事項）

(事務局：安岡)

公共建築施設と一般建築施設の定義等について審議いただく。

—————資料参照—————

(川田委員)

民間の公共施設とは、誰が建築したかではなく、その施設の活用が公益性を持っているかということか。機能的な分類の内訳があるということか。

(小林委員長)

そのとおり。別添資料の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に明確に出て定義もされている。今後、CLT等を活用した、色々な公共の建築物が出てくる。その中で、

高知県では地方公共団体以外の施設として F 社の建物が出てくる。そこがどこに当てはまるかということが事の発端である。改正については、説明のとおりで問題ないか。

(各委員)

異議ない。

(小林委員長)

要綱の改正箇所については、事務局で整理して各委員に連絡する。また、木質化について、本制度の要綱では明確にしていない。私の理解では、内装の木質化とは、既存の建物の壁に板を張ったり、床の木質フローリング工事を木質化という。本県の制度で、今後案件として、そういう木質化を対象とするかどうか。長野県の場合、木質化のニーズがありリフォームと同じカテゴリーに入れていたが、法的に違うのではないかと建築関係から指摘があり、リフォームと分けた経緯がある。

(川田委員)

今後、住宅に限らず公共施設もリフォームや木質化にする可能性はあると思うので、対象にすればいいと思う。

2. 協議事項 (3) その他 (情報提供)

(事務局：安岡)

次に、CLT について報告する。前回の委員会で CLT を用いた建築施設についての固定量をどの様に算定するか検討する必要があるということから、CLT 1 m³ 当たりには接着剤をどれだけ使用し、材積に対しての割合についてバックデータを確認することとなっていた。このことについて、木材利用推進課の小野田チーフより説明をお願いする。

(事務局：小野田)

CLT (サンプル) の場合、1 層の厚さ 3 cm で 5 層なので仕上げ寸法は大体 15 cm であり、接着剤の厚みは考慮していない。基本的に CLT も大断面集成材も同じで、二種類の接着剤が使われているが、その時の接着の性質、構造上、木の中に接着剤が入り込み、その中で固まることで接着能力が生まれてくる。そういうことから木材の使用量として厚みというのは基本的に考慮しない。接着剤の規定量としては m² 当たり 200 ml となっているが、200 ml を入れると溢れてしまうので、若干少なめに入れることの方が多し。

(小林委員長)

m² 当たり 200 ml が標準なのか。また、CLT も集成材も同じ量か。

(事務局：小野田)

200 ml が標準である。CLT も集成材も同じである。

(小林委員長)

今後、CLT の CO₂ 固定量を算定する場合は、その CLT の材積で算出して差し支えない。

(事務局：小野田)

そう考えている。

(小林委員長)

算定について文書化を検討しなければならないが、その科学的根拠が必要となる。一般的に m² 当たり 200 ml というのは、何を採用しているのか。

(事務局：小野田)

JAS を採用している。

(小林委員長)

JAS なら根拠として問題ない。CLT も大断面集成材も同じ考え方。今後、要綱等に記載しないといけないか。

(事務局：宇久)

事務局として、特に明記する必要はないと考えている。

(小林委員長)

接着剤の 200ml は JAS の規格。また、接着剤は含浸して固定されるので科学的にも材積には影響がないことについて、少なくとも議事録に残す。

(川田委員)

畜舎の場合はどうなる。住宅ではないが、木を使う場合は一般公共建築施設になるのか。

(事務局：三好)

畜産センターや行政の試験場であれば公共建築施設になる。F 社の新庁舎も基本的には行政ではない。要は業務に携わる庁舎として一般建築物として事務局としては想定している。例えば店舗や川田委員からの畜舎、場合によっては工場というのが一般建築物とカテゴリーに入ると考えている。

2. 協議事項 (3) その他 (今後の予定)

(事務局：宇久)

次回の委員会は、来年 2 月を目途に開催を予定している。本日、認証いただいた案件については、順次確認をおこない証書を発行する。

以上